

## 第8章 沖縄戦体験の捏造の系譜とその社会的背景

石原 昌家

(Howard Zinn ハワード・ジン 歴史家)

政府が人びとを誘導するために信じ込ませて、常識となつた言葉の意味を見直し、正しく定義し直すことは、人びとが真実を知るために極めて重要である。

\*1 軍人を美化する用語として戦時に使用された。沖縄戦を報じた昭和二〇年七月三〇日付の「福島民報」に、「祖国の必勝信じ重傷者は集団自決」という見出しで「重傷者は数人づつ車座になり中に一人が入って手榴弾を爆発し文字通り一蓮托生の壮絶な自決を遂げ從容として尽忠の大義に生きていくゆくのであった、この鬼神も哭く見事な最期はこれこそ日本陸軍の精銳度を端的に現したものであった」(引用者が旧漢字を新漢字に直した)と記している。

\*2 昭和二〇年六月一日久米島部隊指揮官が具志川村仲里村村長・警防團長宛「達」のなかで、米軍が八〇〇万枚撒布したという「降伏勧告ビラ」を「妄二之ヲ捨得私有シ居ル者ハ敵側『スパイ』ト見做シ銃殺ス」(沖縄県平和資料館所

### 1 はじめに——問題の所在

沖縄住民が体験した沖縄戦の真実の記憶・記録は、絶えず日本政府による捏造の危機にさらされてきた。その捏造の手段としては、沖縄戦で軍人を美化し、「殉國死」「名譽の死」を意味する集団自決という言葉を、住民の無惨で「無念の死」にも用いるという巧妙な方法をとっている。そして、日本軍が軍事機密漏洩防止のために兵士同様、住民も敵に「投降するものは銃殺する」という方針が原因で発生した住民被害の本質を、住民が「集団自決(殉國死)」した、すなわち「自ら命を絶つた」と軍の責任を民に転嫁しているのが大きな特徴である。

その捏造の背景に最も注目すべきことは、「日米安保条約」が発効した一九五二年四月二八日以降、米国の戦争に日本を加担させていこうとする力が強く働いている点である。しかしながら、わ

れわれは政府・国防族らがなぜ、沖縄戦の真実を捏造するのかという根本問題に焦点をあて切れず、論ずるまでもない「集団自決（殉国死）の軍命有無」問題に目をそらしてきた。戦前の「帝国日本」は天皇を頂点とする命令系統で稼働する社会システムが基本となつており、特に戦闘下での住民の行動はすべて「軍命」の下に委ねられていたのである。しかも、地上戦闘下の日本軍（皇軍）の方針は、天皇を中心とした国家体制の死守（國体護持）のために、一般国民の生命は犠牲にしてよいというのが、沖縄戦において貫徹し、その後の本土決戦における戦闘方針であった。<sup>\*3</sup>

ところで沖縄では一九七〇年前後から、「一度と戦争を起こさせないために」という「民衆の眼差し」による龐大な戦争体験記録を集めしてきたにもかかわらず、今日、われわれは新たな「戦争への道」を阻むことができない状況におちいつている。「有事法制」<sup>\*4</sup>下の日本では、国防族・「歴史修正主義」らは沖縄戦の住民体験を新たに再定義していく、国民を戦場へ駆り立てる意識操作を巧妙に推進している。

このような視点でみた国防族・「歴史修正主義」らによる沖縄戦捏造の系譜と背景の概略について、まず明らかにしていく。

## 2 捏造の系譜

第一の捏造は、一九五二年四月三〇日、「軍人恩給」の停止にともない「戦傷病者戦没者遺族等援護法」<sup>\*5</sup>（以下、「援護法」と略記）が制定されたことに起因している。一九五七年以降、日本政府は米軍統治下の沖縄住民にもその適用を拡大し、「援護法」という法律の適用を用いて大々的に沖縄

藏）と、明記されている。

\*3 米軍が沖縄へ上陸して、日米最後の地上戦闘が展開した昭和二〇年四月一〇日大本営陸軍部の発行した「國土決戦教令」の「將兵、覺悟及戦闘守則」第十四に、「敵ハ住民、婦女、老幼ヲ先頭ニ立テ前進シ我が戦意、消磨ヲ計ルコトアルベシスカル場合我同胞ハ己ガ生命ノ長キヲ希ワシヨリハ皇國ノ戰捷ヲ祈念シアルヲ信ジ敵兵擊滅ニ躊躇スベカラス」（引用者が旧漢字を新漢字に直した）とある。これは、住民を盾にした形で「國体護持」の戦闘を展開する意味である。

\*4 一九五二年六月、「国内戦場」を想定し、「戦争マニュアル」とも評されている有事関連三法案として「武力攻撃事態対処関連三法」が制定された。

\*5 一九五二年四月三〇日に制定されたこの法律の

戦の真実を捏造していった。

第二は、一九八一年、「教科書検定」時に「日本軍の住民殺害」の記述を削除した事件である。

第三は、第二と連動して一九八三年、家永三郎教授の「教科書改訂検定」時に発生した「集団自決（殉国死）」の加筆命令（修正意見）事件である。

第四は、二〇〇五年八月、「歴史修正主義グループ」をバックにした日本軍元部隊長らが大江健三郎ノーベル文学賞作家や岩波書店を相手に起こした「集団自決（殉国死）の軍命有無」をめぐる「大江・岩波沖縄戦裁判」である。

第五は、二〇〇七年、「教科書検定」時に「集団自決（殉国死）」記述から「軍閥（軍の命令・強制」を削除した事件である。

これらの一連の系譜は、いずれも日本の軍事化のステップと直接かかわっている。日本が「再軍備」の道へ踏み出したり、国内戦を想定した「有事法制」制定の動きや制定後に、「平時」においては唯一、その法律が実動化できるのは「国民保護法」なので、それを用いた「防災訓練」の名の下に「軍民一体」意識形成の執拗な動きと直接連動しているのである。

### 3 捏造の背景

第一の捏造の背景は、朝鮮戦争のさなか、日米安保条約が発効するや、米国が日本の「再軍備」を推進しようとしたとき、それと抱き合わせに「援護法」が制定され、国家の戦争責任を問う「補償法」の制定が漬えされたことである。そして地上戦を体験した沖縄の住民に「援護法」の適用を

目的は「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関して、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」とある。「援護法」ではなく國の戦争責任を問う「補償法」にすべきという追及の矛先を、「國家補償の精神に基づき」という表現を挿入することによって、巧妙にかわした。その結果、特に沖縄ではその法律を「国家補償法」と誤った認識で受け止めている。

\* 6 一九八四年第三次家永教科書訴訟の「沖縄戦に関する部分」では、日本軍による住民殺害の記述の前に、「殉国死」を意味する「集団自決」という言葉を加筆させられたことを不服として家永三郎教授が国を提訴した。

\* 7 二〇〇五年八月、沖

拡大して、ゼロ歳児から高齢者に至るまで「積極的に戦闘協力」した「戦闘参加者」として認定し、「準軍属」として扱うことによって、日本軍の戦争犯罪と政府の戦争責任を問えない状況をつくつていった。つまり、軍人・軍属同様に戦争被害者の一般住民の遺族に対して「遺族給与金」等による経済的援助と「靖国神社」へ合祀することによって精神的癒しの形をとつたのである。そのうえに、一九六三年から「三矢研究<sup>\*10</sup>」という名の「有事法制」研究に着手し、「新たな戦争」への布石を打ち始めた。

第二では、一九七八年、「日米防衛協力のための指針」（「ガイドライン」）によって、日米軍事同盟の質的転換が図られ、前年の七七年から本格化した国内戦を想定した「有事法制」制定の動きが活発化した。それは、八〇年にすると「ソ連脅威論」「強盗戸締まり論」などを用いて、大々的に立法化のため世論操作が行われていた。<sup>\*11</sup>そこで、自国の軍隊が自存・「国体護持」のため、自国の住民を殺害したというショッキングな沖縄戦の事実は、世論操作の障害になるので、「日本軍の住民殺害」という記述を教科書から削除しようとした。

第三では、超党派による沖縄住民の猛烈な批判を受け、政府は「日本軍の住民殺害の記述」を黙認したが、文部省（現文部科学省）の教科書検定に「違憲訴訟」を起こしている家永三郎教授に対しては、日本軍の住民殺害の記述の前に、住民の（「殉國死」「名誉の死」を意味する）「集団自決」の数が多いという理由で、その加筆を命じた（事実上の命令である修正意見）。家永教授は、政府のいう集団自決（殉國死）というのは日本軍の住民殺害に含まれるという認識の下に、それを書かされたということを、直ちに国を訴えた。<sup>\*12</sup>

第四では、一九九七年、「新ガイドライン」が打ち出され、日米軍事同盟は海外でも日本が米軍

綱戦で座間味・渡嘉敷島の部隊長が住民に「集団自決の命令は下していない」と、ノーベル文学賞作家大江健三郎と岩波書店を相手に名譽毀損で提訴した。その裁判では「有事法制化の日本」で「軍民一体意識形成」をねらう「新しい歴史教科書をつくる会」が全面支援している。

\*8 二〇〇七年三月、文科省が公表した教科書検定の結果、教科書記述の「沖縄戦の集団自決（殉國死）から『軍閥争』が削除されていることが判明した。それ以後、沖縄では一九八一年につづいて、「教科書検定」が大問題になった。

\*9 二〇〇四年九月、政府は有事法制の「国民保護法」すなわち「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行」を発令した。それで各県、各市町村に住民の

の軍事行動を補完できる法整備が一挙に推進されていき、一九六三年からの念願だった戦争マニュアルといわれている「有事法制」の制定が、二〇〇三年六月に実現した。そして国内戦場を想定したその法律の実動（国内戦）に備え、翌年には「国民保護法」が制定され、現在各地で自衛隊と住民が「防災訓練」の名の下に合同訓練し、「軍民一体意識」の形成が急速に進行している。<sup>\*13</sup>そこで軍隊が住民を殺害したという沖縄戦の認識を、集団自決（殉国死）のイメージに転換して、教科書や新聞・雑誌などマスメディアを用いて、その定着をはかるキャンペーンに乗り出した。

第五では、「有事法制下の日本」では「国防軍・自衛軍」を創設し、国内戦において国民のすべてが強い「抵抗意志」をもたねばならないというの、国防族、「歴史修正主義者」のキャンペーントであり、「憲法九条」の改定を視野においている。そこで沖縄戦で、軍の関与（命令・強制など）がなくとも、「戦闘意欲」をもつて集団自決（殉国死）した住民は日本人の鑑であり、住民の集団自決は「尊厳死」「名誉の死」であると讚え、自国の軍隊が住民を殺害したり、死に追い込んだりした事実の記憶・記録を抹消することに本腰を入れ始めた。

以上は、沖縄戦体験捏造の系譜と背景の概略である。そこで沖縄戦の真実を捏造する契機になつた「援護法」の本質を、すでに「国会会議録」で明らかになつてゐる議論のなかでみていきたい。

#### 4 戦後日本の国の姿を変える手段になつた「援護法」

日本政府が住民の沖縄戦体験を捏造していく手段にしていいる「援護法」は、その受給者である沖縄住民の多くが、「戦争被害の補償」、すなわち「国家補償」だと受け止めている。したがつて、そ

「保護計画の策定」が義務づけられた。

\* 10・12 一九八四年、第三次家永教科書訴訟「沖縄戦に関する部分」。

\* 11・13 各地で「防災訓練」の名の下に「国民保護実動訓練」が実施されつある。たとえば二〇〇八年一二月二六日に長野県で実施された実動訓練では自衛隊・県警・赤十字看護師など約二〇〇人の関連機関、

約三五〇人の周辺住民が参加して、「有事」を想定した訓練が実施された（信濃毎日新聞二〇〇八年一月二七日朝刊参照）。

の「援護法」の本質に私たちは真正面から向き合おうとはしてこなかつた。しかし、「援護法」で捏造された沖縄戦中の住民の行動が、「国防族」らに「日本人の鑑」とまで讃えられ、「軍民一体」の意識形成に利用されつつあるいま、その本質を明白にすることが急務となつてゐる。

### 敗戦直後の戦争認識

敗戦直後の日本は、八月一七日に陸軍大将だつた東久邇宮稔彦王首相が初の皇族内閣を組閣した。そして九月五日、「軍も官も民もすべて、国民ことごとく静かに反省し、「今こそ總懺悔しよう」と施政方針の演説をした。<sup>\*14</sup> しかし、国会会議録で戦後間もない時期の民意を代表している国会議員や公聴会における公述人の発言に目を通すと、政府の「一億総懺悔論」を一蹴するような、国家の戦争責任を強く問う場面が展開していた。特に、「軍人恩給法」の停止に伴い制定された「援護法」議決時の国国会議録には、瞠目すべき発言が相次いでいるし、この「援護法」こそが、日本政府・戦争指導者の戦争責任を民衆が追及していく機運を潰えさせた最大の要因の一つである、と分析できる。

「援護法」制定時における国会での公聴会で最も注目すべき発言は、日本遺族会（当時は日本遺族厚生連盟）が約八〇〇万人の、全遺族を代表して、その心情を吐露していることである。「援護法」の「援護」という言葉に対し厳しい語調で拒絶し、痛烈このうえない激語で国家の戦争責任を追及する形となつてゐる。国会でこれほどの激越な言葉で、戦争を糾弾したのは空前絶後ではなかろうかと思われる。それが当時の大多数の日本人の心情であつたとしたら、制定された「援護法」によって戦後日本の「国の姿」がいかにつくられていったかということを痛感することになる、と

\*14 「朝日新聞」一九四五年九月六日朝刊一面。

もいえよう。

それは、佐藤信日本遺族厚生連盟副会長がその遺家族の真情を吐露した部分に示されている。

無謀なる戦争によつて……絶対死ぬ境地に陥れられて、野蛮きわまる方法を強制された殺人行為であつて、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。……三百万人に上る有為の青年を殺し、そしてその陰に幾百万人の父を奪われた遺児、夫を奪われた妻、子を奪われた老父母を血涙に泣かしめておる……ほんとうにはらわたの底から、むくむくと熱鉄のごとき憤懣と憎悪と怨恨の念が燃え上つて來るのでござります。これは八百万遺族の全部の憤懣であり、憎悪であり、怨恨であろうと考えるものでござります。……遺族に対し、政府がその生活を援護するというがごとき態度をもつて臨まることは、遺族の誇りを傷つけるもの……遺族は、國家の感謝をこそ求め、当然の補償をこそ求めておるのに、政府はこれに援護を押しつけようといたしており……国家のために一家の柱石を失い、そのためにもやむを得ず貧困に陥つた遺族を、当然の補償をなすべきである。<sup>\*15</sup>

しかし、吉田茂首相が率いる自由党による多数決によつて「援護法」を制定した政府は、経済的に困窮し、精神的にも疲弊している遺族に対し、「遺族年金」による経済的援助を行い、戦前・戦中同様に戦死者を「靖国神社へ合祀」することによつて、「遺族の精神的癒し」を靖国神社に代替させていったのである。

### 野党政党の反対の理由「援護法」

法案を提出した政府・自由党（吉田茂首相・保守党）に対する野党各政党は改進党（保守・中道政

\*15 「国会会議録」一三一  
衆厚生委員会公聴会一号、  
昭和二七年三月二五日。

党)、日本社会党、日本共产党で、それぞれを代表して各委員が反対の意見を述べている。戦争について「自分の意志でこれをなしたのではなく、まったく国家の至上命令として動員されたものでありまして、従つて国家は、これらの人に対するは当然補償をすべきである……これらの戦没者二百万のうち、はたしてどれだけのものが軍国主義者であつたのだ。みな、かり立てられて行つたのではないか……本法が戦傷病者並びに戦没者遺族等補償に関する臨時措置法と、その名称が変更されなければならない……防衛予算を意図する政府が、内政費を最大限に圧縮し、その結果、二百三十一億という既定予算を、本年一月二十七日議決先行させて、根拠になる本法案を三月十二日に提案し、このわくの中に縛つてしまつた審議の経過は、民主政治を冒瀆するもはなはだしいのであります(拍手)」。

つまり、「援護法」予算を防衛予算のなかに組み込んで、先に議決させておきながら、既成事実化させて「援護法」の審議を行うという吉田茂内閣の姑息なやり方を批判しているのである。また「援護法」の本質について、「講和条約発効を期して、厖大な国防費、安全保障費、警察予備隊費等を組んで、公然と再軍備の計画に乗り出すと同時に、七年の間遺族の訴えに対しまして耳をふさいで来た政府が、にわかに、これらの人々に対して援護対策を進め始めたのであります。<sup>\*16</sup>

この二つの組合せは、決して偶然ではなく、明らかに再軍備のための足固めであります。

以上のこの各政党代表の反対理由には、一般に知られていない「援護法」の本質が示されている。次に、その「援護法」が沖縄に適用されて、いかにして沖縄戦の真実が捏造されていったかを政府の資料で明白にしていく。

\*16 「国会会議録」一三一衆本会議二九号、昭和一七年四月三日戦傷病者戦没者遺族等援護法案の審議の会議録による。

## 5 捏造された沖縄戦体験

### 戦後初期の沖縄戦認識

沖縄の「遺族会」としては、沖縄戦体験について、当初「国土を守り抜こう」と「全原民あげて駐屯軍に協力した」が、米軍上陸後、日本軍が住民に対する対応が次のように変化したと捉えている。

米軍上陸後、一般住民は防空壕住まいを余儀なくされたので、下士官兵が各壕を廻り、可動者を狩り出し、強制的に作業にあたらせていた。戦局不利となるや、南部に撤退後も、退避中の住民を壕から追出し、その後に兵隊が入るという“骨肉相食む”状況が至るところで出現、そのために、住民の犠牲がふえた。<sup>\*17</sup>

つまり、「軍民一体の戦闘」という協力体制から、住民を巻き込んだ日米最後の地上戦闘下で、住民は日本軍に死に追い込まれたというのが、「沖縄遺族会」本来の沖縄戦認識だったのである。しかし、住民であるにもかかわらず軍人・軍属のために制定された「援護法」の適用を受けることになつたとき、沖縄の遺族は、「壕から追い出されて、犠牲がふえた」という事実を、「積極的に戦闘協力した」と、日本政府指導による沖縄戦の真実の書き換え、いわば「捏造」を余儀なくされていったのである。

\*17 沖縄県遺族連合会  
「還らぬ人とともに」（若夏社、一九八一年）九二頁。

### 捏造のキーワードは「国と雇用類似の関係」

日本政府が「援護法」によって沖縄戦の真実を捏造していくにあたって、その最大のキーワードは「国と雇用類似の関係」という準軍属の身分を示す言葉である。たとえば、日本軍部隊が避難壕の住民に出ていくよう命じたとき、部隊と住民のあいだには「国と雇用類似の関係」が発生して、住民は「壕の提供」という「軍事行動」に対して、「積極的に戦闘協力」した「戦闘参加者」という「援護法」上の身分を取得するのである。そして「準軍属」扱いされ、戦死者は靖国神社に祭神として合祀されるのである。軍の命令・強制などによって親子で殺し合う形で集団死した場合でも、「援護法」では「集団自決（殉國死）」という「軍事行動」の結果、戦没したということで、ゼロ歳児でも「準軍属」として「靖国神社に合祀」されているのである。それは次のようななしくみになつてゐる。

「援護法」の「法律の目的」は、「軍人軍属等の公務上の負傷者若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護すること」である。つまり「軍人軍属等」であつた者が「援護法」の対象であるにもかかわらず、米軍政下の沖縄で、一九五七年以降、ゼロ歳児を含む乳幼児から高齢者に至る一般住民にまで、その対象が拡大されていった。その法解釈は、旧厚生省社会・援護局援護課監修の『援護法Q&A——仕組み考え方』（新日本法規、二〇〇〇年）でわれわれは知ることができる。

「援護法」は、国家補償の精神に基づき、①国と雇用関係（軍人および軍属）または雇用類似の関係（準軍属）にあつた者が、②公務上または勤務に関連した傷病により死亡された場合、③死亡者の遺族に、④遺族年金または遺族給与金および弔慰金を、支給しようとする法律です」とある。「援護法」の適用対象者は、「国との雇用関係」が明確な軍人および軍属であるが、「国と雇用類似の関

係」にあつた者も準軍属としてその対象者にした。それを沖縄の一般住民にも適用することにしたのである。

そこで「準軍属」とは、「軍の要請に基づいて戦闘に参加した戦闘参加者」と規定している。そして、「戦闘参加者」とは「陸軍または海軍の現地部隊長等の要請に基づいて直接戦闘に参加した一般邦人で、本邦で唯一戦場となつた沖縄本島、満州、サイパンなどにその例があります」と、まず一般的に解説してある。

#### 「軍の命令」・「積極的戦闘協力」が必須条件の「援護法」の適用

ところが、戦闘参加者に該当するほとんどが、沖縄の非戦闘員である一般住民だから、「援護法Q & A」では具体的に「沖縄の戦闘参加者」という項目まで作成している。「沖縄においては、昭和二〇年四月一日のアメリカ軍上陸以後、本邦で唯一の地上戦が行われ、民間人のなかには現実の戦闘の場で軍の命令により戦闘に参加する例が多數みられました」とあり、さらに「具体的な軍の命令により敵との銃撃戦に参加したり、弾薬・食料・患者等の輸送、陣地構築、炊事・水汲み・救護等の雑役などに従事したり、四散した部隊に協力した（壕の提供、道案内等）方々がアメリカ軍の攻撃を受け死亡したり障害の状態になつた場合に、戦闘参加者として援護法が適用されます」とある。そのうえに注目すべきは、「軍の命令により、軍から支給された武器（手榴弾等）により集団で自決したような場合は、戦闘参加者として処遇された例があります」とある。沖縄戦における一般住民の「援護法」適用対象の「戦闘参加者」について、一九五七年厚生省は引揚局が作成した「戦闘参加者概況表」において、「弾薬運搬」「水汲み」など二〇種に類型している。この表にある「壕

の提供」などが「軍事行動」に参加した者と同様に「集団自決（殉国死）」した者も「軍事行動に参加した」戦闘参加者という法上の身分が与えられたのである。

そして実際の遺家族などが「援護法」への「申立書」を申請した場合、「積極的戦闘協力」が適用の基準になっていたことも、「琉球政府」が保存していた書類で明らかである。

現在日本政府の文科省や「歴史修正主義者」らが、集団自決（殉国死）に軍関与（軍の命令・強制）がなかったということを主張していることは、「援護法」上、現厚労省や靖国神社にとつては、絶対に受け入れられないことである。

政府は、「軍命令」によって「国と雇用類似の関係」が生じたと巧妙なトリックを用いて、「援護法」を運用してきた。そしてこれまでの沖縄戦の真実を捏造する象徴的な言葉が「集団自決（殉国死）」であった。それは鈴木宗男国會議員の質問主意書に対して、日本政府が二〇〇七年七月三日に閣議決定した「答弁書」のなかでも改めて確認するとともに、「国内戦場」を想定した「有事法制」の実動化に備え、将来に向けて新たな沖縄戦の真実の捏造を、いま開始していることも「政府答弁書」があからさまに示している。

言葉を厳密に点検する優れた官僚を擁する日本政府が、「（軍人など）自殺すること」（学研国語大辞典）、「責任をとって自殺すること」（角川類語新辞典）と辞書で記されている「自決」という言葉を、なぜ、沖縄戦で惨殺された乳幼児や高齢者など一般住民に対しても「集団自決（殉国死）」という表現で、使用しているのかという理由は、明らかに日本軍が「軍事機密漏えい防止」という軍事作戦として住民同士で殺し合う形で死ぬことを強いた犯罪を隠ぺいすることにあり、正反対に、その住民の死を「崇高な死」「尊厳死」「殉國死」「名譽の死」であると讃嘆している。「無念の死」の住

民が、文字通りに「誉め殺し」にあつてゐるようなものである。じつは、筆者自身、このような政府の意図を見抜けずに「集団自決（殉國死）」という言葉を一九九〇年代初めまで使用してきたので、日本軍の犯罪性を隠ぺいする行為に加担していたことになり、その責任は重いと自覚している。

### 「答弁書」に示された政府の決意

日本政府が沖縄戦の真実を捏造する行為は、有事法制下の国民が強い「国防意識」「抵抗意志」を備え、日本が「軍事国家」として強大になることを目的として、その推進の意識操作の手段として、沖縄戦を「軍民一体」の戦闘だったという認識の定着をはかるためである。「日本軍の名誉回復」だとか、単なる「史実の歪曲」というレベルではない。その並々ならぬ決意のほどは、鈴木宗男国會議員の質問主意書に対する「政府答弁書」に明示されているのである。

二〇〇七年六月二十五日付で、鈴木宗男国會議員が「沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問主意書」を衆議院議長宛に提出している。七月三日には安倍晋三総理大臣の名で政府答弁書が届いている。その質問要旨は、「一、日本軍から沖縄の住民に対して自決の軍命令が下されたか否か。二、住民に対して自決の軍命令がなされたとの記述が教科書から削除される検定が下されたが、「教科書検定」に対する政府の認識如何。三、沖縄では県議会で撤回を要求する意見書が可決されたことに対する政府の認識如何。」である。「政府答弁書」の要旨は、「一について 戰傷病者戦没者遺族等援護法の適用上、過去に戦闘参加者と認定されたものについて、その過程で軍令があつたとされた事例がある。二及び三について 学習指導要領や教科用図書検定基準により、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議の結果に基づき行われるものであり、御指摘の検定につ

いても、沖縄戦の実態について誤解を生ずるおそれのある表現に關して、適切に検定意見を付したものと認識している」と回答している。

政府答弁書の一については、旧厚生省（現厚生労働省）の立場であり、集団自決（殉国死）に軍命はあつたという回答である。二および三については、文科省の立場であり、いわば集団自決（殉国死）に軍関与（軍命令・要請）がなかつたという回答である。「政府答弁書」は「閣議決定」であるというから、沖縄戦の書き換えの方向を見据えた並々ならぬ政府の決意が読み取れる。

一〇〇八年三月二八日、「大江・岩波沖縄戦裁判」で一審敗訴となつた「歴史修正主義グループ」の代表の一人が、「これから十年かけて沖縄の本当の姿を明らかにする戦いを始めた」<sup>\*18</sup>と宣言している。この一〇年には意味がある。相矛盾する「政府答弁書」ではあるが、一については「援護法」受給者の「先順位者」（戦没者の両親など）が、一〇年以内には限りなくゼロに近づく。二および三については、今後、一〇年以内には改憲して「国防軍・自衛軍」を憲法に明記することをねらつてゐる長期的戦略を立てた回答だといえる。

このようにみていくと「政府答弁書」と「歴史修正主義グループ」の発言は、符合している。

## 6 おわりに——課題は何か

沖縄戦体験の捏造が発生する要因としては、被害を受けた側に沖縄戦認識が共有されていないことも大きい。沖縄のマスメディアはもとより沖縄戦研究者のあいださえ、沖縄戦体験の真の総括がなされていないのである。それは「革命の有無」にとらわれていることに端的に示されている。

\*18 「新しい歴史教科書とつくる会」会長藤岡信勝 拓殖大学教授（M.S.N.産経ニュース）。

沖縄戦中、住民がどれほど軍国主義・皇民化教育を受容し、軍民一体意識・「同調圧力」が形成されていたとしても、当の日本軍は数々の軍事機密史料が示す通り、沖縄住民に不信感を抱いていた。その住民と「軍民雑居」し、「陣地構築」に動員せざるをえなくなり、軍事機密を知られたので兵士同様に「敵に投降するものは銃殺する」という方針を出していったのである。しかもそれ以前に極秘に出した「軍官民共生共死の一体化<sup>\*19</sup>」という軍の県民指導方針の下に、「敵の捕虜になつたら惨殺される」と極度の恐怖心をうえつけられた住民はいわばマインドコントロールされ、「死を前提」にされていたのであり、それらに焦点をあてれば「軍命の有無」などは、議論するまでもない事柄である。

「援護法」では住民が「国と雇用類似の関係」が発生したということになる「軍の命令・要請」すなわち、「軍の関与」をキーワードにして、沖縄戦の捏造が行われてきた。しかし、今日では、「軍の関与」（命令・強制）がなくても「集団自決（殉國死）」するほど積極的に戦闘協力があつたということにして、捏造・再定義が行われようとしている。この国防族・「歴史修正主義者」らの巧みな捏造のしくみを読み解いていかねばならない。

しかし、二〇〇八年の教科書記述の「集団自決（殉國死）」から軍閥与（命令・強制）の削除事件が発生した以後、沖縄戦の真実を糺していく側が、「集団自決」（強制集団死）、強制集団死（「集団自決」）などという記述を使い始めている。それは海軍壕や摩文仁の軍司令部壕で第三二軍の首脳陣が「集団自決（殉國死）」した行為と、住民が軍に命令や強制され、お互いで殺し合う形にされた「強制集団死」とを峻別できない記述の仕方である。軍人が「自らの命を絶った」行為と住民が「自らの命を絶たされた」という相反した行為を、まるで同じ意味であるかのように記し、沖縄戦

\*19 極秘 報道宣伝防諜等二閑スル県民指導要綱 昭和十九年十一月十八日 球第一六・六部隊「秘密 戰ニ闘スル書類」（国立公文書館所蔵）。

体験の真実を糺せない、思考停止状況におちいつている。

一〇〇八年三月一九日に「沖縄靖国神社合祀取消訴訟」が起こされ、同年六月一七日に裁判が始まつた。原告には二歳児も含む一般住民が「準軍属」という身分で合祀されている肉親の合祀取消を政府と靖国神社に求めているので、日本政府が沖縄住民に適用を拡大した「援護法」によつて捏造された沖縄戦の真実が正されていくことになつた。そこで原告団が壕追い出しされたり、軍の命令・強制などによつて集団死したりした沖縄戦の真実を、「壕提供した」とか、「集団自決（殉国死）した」という表現を使つたら、提訴した意味がなくなる。それだけみても、住民に「集団自決（殉国死）」という言葉の使用が何を意味するか明白であり、この「沖縄靖国神社合祀取消訴訟」が、沖縄戦の記憶・記録を抹消し、捏造された沖縄戦体験の真実を糺していくことになるであろう。

〔付記〕 本論は琉球新報一〇〇八年六月一七日（六月二〇日）に連載された「（6・23）企画 ねつ造された沖縄戦体験」（拙稿）を加筆修正したものである。